

沼田町自治振興協議会害虫対策プログラム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沼田町自治振興協議会（以下「自治振」という。）が蛾等の害虫（以下「蛾等」という。）駆除に関して、薬剤の提供と害虫駆除用殺虫剤噴霧器（以下「噴霧器」という。）の貸出しについて定めるものとし、町民が安全かつ快適に生活することができる環境づくりに資することを目的とする。

(薬剤の提供及び噴霧器貸出対象者)

第2条 薬剤の提供及び噴霧器の貸出対象者は、町内に住所を有する個人または行政区等とする。

(薬剤及び噴霧器の使用場所)

第3条 噴霧器の使用場所は、町内に限る。

(薬剤提供及び噴霧器の借用申請)

第4条 薬剤の提供及び噴霧器を借用しようとする者（以下「使用者」という。）は、沼田町自治振興協議会害虫対策プログラム事業参加申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(噴霧器の貸出期間)

第5条 噴霧器の貸出期間は、7日以内とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(駆除の方法)

第6条 蛾等の駆除の方法は、自治振が薬剤の提供及び噴霧器を貸出し、使用者自ら蛾等の駆除を行うものとする。

(薬剤の提供及び噴霧器の貸出費用)

第7条 薬剤の提供及び噴霧器の貸出しに要する費用は、無料とする。

(薬剤及び噴霧器の目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、薬剤及び噴霧器を蛾等の駆除以外の目的に使用し、又はこれを第三者に転貸借、若しくは譲渡してはならない。

(駆除計画)

第9条 使用者は、噴霧器を使用し薬剤を散布する際は、周囲の状況を把握し、必要に応じて周辺住民に蛾等の駆除を行う旨を周知するほか、蛾等の駆除に際して事故及びけが人がないように十分な注意をはらわなければならない。

(薬剤及び噴霧器の返還)

第10条 使用者は蛾等の駆除が終了したとき、又は貸出期間が満了したときは、速やかに薬剤の残りと噴霧器を自治振に返還しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、噴霧器を故意に破損又は汚損し、若しくは紛失したときは、自治振

に対してその損害を賠償しなければならない。

2 蛾等の駆除作業において、使用者及び使用者以外の者が事故又はけが人等が生じた場合も、全て使用者が補償等の責務を負うものとする。

(事故等の免責)

第12条 会長は、使用者が薬剤及び噴霧器を使用中に不慮の事故が生じても、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。